

## 茨城県胃がん検診実施指針

### 第1 目的

胃がんは、我が国においては依然として罹患率のきわめて高いがんであることから、十分な精度が確保された効率の良い検診を実施し、胃がんを早期に発見し、早期の治療に結びつけることを目的とする。

### 第2 実施主体

市町村

### 第3 対象者

- 1 当該市町村の区域内に居住する 50 歳以上の者とする。

ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40 歳以上の者を対象としても差し支えない。

なお、受診を特に推奨する者を 50 歳以上（胃部エックス線検査は 40 歳以上も可）69 歳以下の者とする。

ただし、受診を特に推奨する者に該当しない者に対しても、受診の機会を提供するよう留意すること。

- 2 医療保険各法の保険者及び事業者が行う検診を受けた以外の者とする。

なお、がん検診は、医療保険各法の保険者及び事業者が行う検診として、必ずしも実施することを義務づけられていないので、対象者の把握について十分留意されたいこと。

### 第4 実施回数

検診は、原則として同一人について 2 年に 1 回行う。

なお、当分の間、胃部エックス線検査を同一人に対して年 1 回実施しても差し支えない。

### 第5 検診実施機関の選定

市町村が、検診業務を委託するにあたっては、検診の精度管理及び検診能力等について調査検討し、一定水準に達していることを認めた集団検診機関又は医療機関を検診実施機関として選定する。

### 第6 検診の実施にあたっての基本的事項

- 1 検診体制の整備

県は、検診実施機関及び精密検査医療機関の確保、検診車整備の助成等、全県的

な検診体制の整備を図る。

## 2 検診実施機関の指導

県は、検診精度の維持向上と効率的な検診実施の指導を行う。

## 3 市町村への指導及び連絡調整

保健所は、保健所保健事業連絡協議会において市町村の検診計画、関係団体の協力の確保及び保健所の協力援助等について協議し、検診実施の指導及び連絡調整を行う。

## 4 市町村の責務

がん検診の対象者自身が、がん検診の利益・不利益を考慮した上で受診を検討できるよう、検診の実施にあたっては、対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明を行うこと。ただし、不利益の説明をするときは、指針に定めるがん検診の受診率低下を招かないよう、伝え方に留意すること。

## 5 検診実施機関の責務

検診実施機関は、市町村と十分な連絡調整を図るとともに精度の高い検診を提供するため、検診機器の保守点検、検診記録の管理に万全を期し、検診従事者の資質向上、検診結果報告の迅速化等を図り、県や市町村の求めに応じ、検診の精度管理に必要な資料を提供する。

# 第7 検診の計画

## 1 検診計画の策定

市町村は、保健所との密接な連携のもとに、健康づくり推進協議会等において効率的な検診を推進するための方策を協議し、積極的な検診計画を策定する。

なお、対象者の把握に際しては、次の事項に留意する。

- (1) 受診者の拡大に努めるとともに、受診者の固定化を防止し、検診の効果及び効率の向上を図る。
- (2) 胃がん対策上重要な年齢層の受診を促進する。
- (3) 検診車による集団検診は、検診が午前中に終了し、かつ、検診効率を考慮した受診人員を確保する。

## 2 検診実施の周知徹底

市町村は、検診の実施するにあたっては、地域住民に対し、広報、個別検診通知等により、検診の意義、実施の日時、場所、検診方法等の周知徹底を図る。

# 第8 検診の実施

## 1 検診の実施方法

胃がん検診の実施形態は、市町村が検診機関へ委託して実施する集団検診及び医療機関を利用して行う医療機関検診とする。

(1) 集団検診

ア 検診班の編成

検診班は、市町村及び集団検診機関の職員をもって編成し、その人員は、検診精度の確保、検診予定人員等を考慮して決定する。

イ 検診の受付

市町村は、「胃がん検診受診者連名簿兼検診結果報告書」(様式第1号)に受診者の氏名、年齢、性別及び住所を記載することにより検診の受付を行う。

(2) 医療機関検診

ア 医療機関検診は、市町村が発行する「胃がん医療機関検診受診券(例)」(様式第2号)に基づいて行う。

イ 撮影した胃部エックス線写真の読影は、知事の認める読影管理委員会(胃部エックス線検査)において行う。ただし、日本消化器がん検診総合認定医又は日本消化器がん総合学会認定医が2名以上勤務する医療機関において胃部エックス線検査を行う場合には、施設内での専門医による二重読影を代替方法とすることができる。

ウ 撮影した胃内視鏡検査の画像の読影は、知事の認める読影管理委員会(胃内視鏡検査)において行う。ただし、読影管理委員会(胃内視鏡検査)の設置が困難な場合で、日本消化器がん検診総合認定医、日本消化器がん検診学会認定医又は日本消化器内視鏡学会専門医が2名以上勤務する医療機関において胃内視鏡検査を行う場合には、施設内での専門医による二重読影を読影管理委員会(胃内視鏡検査)による内視鏡画像のチェックの代替方法とすることができる。

## 2 検診の項目

検診の項目は、問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。市町村は、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて提供しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択するものとする。

(1) 問診

問診は、集団検診において「胃がん検診票(例)」(様式第3号)により医療機関検診においては、「胃がん検診票兼検診結果報告書(例)」(様式第4号の1又は様式第4号の2)により、保健師等が質問のうえ、現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

なお、やむを得ない場合は、事前に用紙を配布し、受診者が記入した事項を保健師等が確認することにより代えることができるものとする。

(2) 胃部エックス線検査

ア 胃部エックス線撮影は、効率的なスクリーニングを考慮し、間接撮影とする。

そのフィルムは、10×10cm を用い、撮影装置は被曝線量の低減を図るため I・I 方式とする。なお、医療機関検診では、直接撮影でもさしつかえないものとする。

イ デジタルラジオグラフィ（DR）を用いた撮影に関しては、適切な撮影及び画像処理などを施し、読影に最適と思われる画像とすること。

ウ 撮影枚数は最低 8 枚とし、撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式に準拠する。

エ 造影剤の使用にあたっては、その濃度を適切に保つとともに、便秘気味の者や高齢者等には適宜緩下剤を与えるなどして、不測の事故の発生防止に留意する。

オ 胃部エックス線検査の実施にあたっては、日本消化器がん検診学会の「新・胃 X 線撮影法ガイドライン改訂版（2011 年）」を参考にすること。

### (3) 胃内視鏡検査

胃内視鏡検査の実施にあたっては、日本消化器がん検診学会による、「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2017 年度版」を参考にすること。

## 3 読影管理委員会及び胃内視鏡検診運営委員会

### (1) 胃部エックス線写真読影

胃部エックス線写真の読影は、地区医師会又は検診実施機関に設置した読影管理委員会（胃部エックス線検査）により、日本消化器がん総合学会認定医等の十分な経験を有する 2 名以上の医師によって行うこと。その判定は、別紙 1 「間接エックス線写真読影判定区分」によること。ただし、直接撮影を用いる場合の判定は、別紙 1 の判定区分を準用すること。

### (2) 胃内視鏡検査画像読影

胃内視鏡検査の画像の読影は、地区医師会又は検診実施機関に設置した読影管理委員会（胃内視鏡検査）により、日本消化器がん検診総合認定医等の十分な経験を有する 2 名以上の医師によって行うこと。なお、1 の（2）のウのただし書きに該当する場合は、日本消化器がん検診総合認定医等の十分な経験を有する 1 名以上の医師によって行うことができる。その判定は、別紙 4 「内視鏡検査読影判定区分」によること。

### (3) 胃内視鏡検診運営委員会

胃内視鏡検診を実施する市町村は、地区医師会、検診実施機関及び日本消化器がん検診総合認定医等の専門医を含む胃内視鏡検診運営委員会を設置

し、検査医の認定、読影管理委員会の運用、検診を行う医療従事者を対象とした研修会の開催及び医療機関から偶発症の情報を収集及びその対策等を行うこと。なお、上記「読影管理委員会（胃内視鏡検査）の運用」について、1の（2）のウのただし書きに該当する場合は、「胃内視鏡検査二重読影実施医療機関の運用」と読み替えるものとする。

#### 4 検診資料の保存

検診実施機関は、検診票、胃部エックス線写真及び医療用画像を保存した電子保存媒体を、少なくとも5年間保存すること。

#### 5 検診結果の報告

- (1) 集団検診機関は、検診日より2週間以内に、「胃がん検診受診者連名簿兼結果報告書」（様式第1号）により市町村へ報告する。
- (2) 検診を実施した医療機関は、検診日より2週間以内に「胃がん検診票兼検診結果報告書（例）」（様式第4号の1又は様式第4号の2）により市町村へ報告する。
- (3) 検診実施機関は、検診結果報告に際し、下記により作成した受診者あて結果通知書を添付する。

##### ア 胃部エックス線検査

要精密検査：「胃がん検診結果通知書兼精密検査結果通知書（秘）」（様式第5号）

その他の所見：「胃がん検診（エックス線検査）結果通知書（例）」（様式第6号）

異常認めず：「胃がん検診（エックス線検査）結果通知書（例）」（様式第7号）

##### イ 胃内視鏡検査

胃がん検診（内視鏡検査）結果通知書（例）（様式第13号）

#### 6 検診結果の通知

市町村は、検診の結果について精密検査の必要性の有無等を付し、受診者に速やかに通知する。

なお、精密検査の方法は、胃内視鏡検査（組織診を含む。）に限るものとする。

読影管理委員会又は1の（2）のウのただし書きによる胃内視鏡検査画像の読影の結果、受診者が再検査を受ける必要がある場合、市町村は、「胃がん検診（内視鏡検査）結果通知書兼精密検査結果通知書（秘）」（様式第14号）により受診者に速やかに通知する。

#### 7 要精密検査者の受診勧奨

市町村は、要精密検査に対し、訪問指導等により精密検査の意義を周知させると

ともに適切な医療機関での早期受診の勧奨を必ず行うこと。

## 第9 検診の精度管理

精度管理は、検診における技術を一定以上に保つと同時に、検診の効率、効果等を明らかにするうえで重要である。

### 1 市町村の役割

#### (1) 検診記録の整備

市町村は、検診実施機関等と連携を図り、健康管理台帳等により検診受診者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、過去の検診受診状況、画像の読影の結果等の検診結果、精密検査受診の有無、精密検査の確定診断の検診結果等の検診記録を整備する。

#### (2) 発見患者の追跡調査等

医療機関検診を実施している市町村は、「胃がん検診結果通知書兼精密検査結果通知書（秘）」（様式第5号）、「胃がん検診票兼結果報告書（例）」（様式第4号の2）又は「胃がん検診（内視鏡検査）結果通知書兼精密検査結果通知書（秘）」（様式第14号）において胃がんと診断された患者については、その主治医から「手術・治療レポート」（様式第8号）を収集する。また、検診により発見された患者については、その後の生存状況、死亡原因等について長期追跡を行い、検診事業の評価に資すること。

### 2 県の役割

#### (1) 茨城県生活習慣病検診管理指導協議会胃がん部会（以下「胃がん部会」という。）の設置及び運営

県は、胃がんの動向を調査し、市町村及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理のあり方等について、専門的な見地から適切な指導を行うために胃がん部会を設置及び運営するものとする。

##### ア 胃がん部会の構成

胃がん部会は、学識経験者、県医師会代表、保健所等胃がん検診にかかわる専門家により、10名以内の委員で構成する。

なお、部会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

##### イ 胃がん部会の運営

(ア) 市町村において実施した胃がん検診の受診率、要精検率、精検受診率、胃がん発見率等を検討するとともに、その効果及び効率を評価し、今後における検診実施方法等について検討する。

(イ) 検診実施機関における精度管理の状況を把握するため、胃部エックス線写真の良否、判定結果、読影の体制等について評価し、今後における精度

管理のあり方について検討する。

(2) 検診従事者講習会の開催

県は、検診に従事する者の資質の向上を図るため、胃がん検診従事者講習会を開催する。

(3) 精密検査結果の収集

県は、検診の効率や効果の評価資料となる精検データを集約するため、次の事項を行う。

ア 胃がん検診精密検査追跡調査

県医師会及び精密検査医療機関の協力のもとに、市町村と連携し「胃がん検診結果通知書兼精密検査結果通知書(秘)」(様式第5号)及び「胃がん検診(内視鏡検査)結果通知書兼精密検査結果通知書(秘)」(様式第14号)により精密検査結果を収集する。

イ 胃がん検診要精密検査者の登録管理

集団検診機関及び医療機関検診を実施している市町村に対し、「胃がん検診要精密検査者通知書」(様式第9号)により要精密検査者の報告を求め、これをデータ集約機関において登録し、精密検査追跡調査データと合わせることで検診精度の分析評価、精検未受診者の把握及びその受診勧奨に活用する。

### 3 検診実施機関の精度管理

(1) 集団検診機関の精度管理

集団検診機関は、常に「新・胃X線撮影法ガイドライン(改訂版2011年)」(日本消化器がん検診学会編)等を参考にして精度の管理を行わなければならない。

また、一定水準以上の精度を保つため別紙2「集団検診機関の精度管理のためのチェック・ポイント」により精度の管理を行う。

なお、チェック必須事項のみの履行にとどまることなく、調査体制を拡充し、チェック・ポイントを追加する等の努力をすること。

(2) 検診用エックス線装置並びに画質の精度管理

ア 装置の購入

(ア) 装置の購入に際しては、最新の技術水準を考慮し、主要項目にかかる各種の性能明細が明らかにされた仕様の決定を行う。

(イ) 装置が納入されるに際しては、仕様書、関係法規に定められた基準、JIS規格等による引き取り検査を必ず行う。

(ウ) 購入仕様書、取り扱い説明書及び引き取り検査記録は、その装置を使用する期間中保存する。

イ 仕業点検

(ア) 装置を使用する放射線技師は、業務の開始にあたり、別紙3「胃集団検診用エックス線装置仕業点検項目」により仕業点検を行い、その結果を業務日誌又は仕業点検日誌に記録する。

(イ) 毎日の撮影開始にあたっては、画質の状態を示すためにテストチャートを撮影しておく。

#### ウ 定期点検

(ア) 定期点検は、装置の出力、線量、安全性等を良好な状態に保持するために年1回以上行う。

(イ) 定期点検の記録は、その装置の使用期間中保存する。

#### エ 画質の管理

(ア) 検診実施機関は、画質検討の時期、方法、回数等を定めて定期的に評価するとともにフィルム読影時に撮影者が立ち会う等により読影医師からの撮影技術の向上の助言を得る等の画質の管理を行う。

(イ) 検診実施機関は、診療放射線技師を胃がん部会が指定する「茨城県胃がん検診従事者講習会」へ積極的に参加させる。

なお、診療放射線技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格取得を目指すことが望ましい。

#### オ 放射線の管理

(ア) 胃部エックス線検査は、放射線防護に対して十分な装置を用い、透視中に絞りを活用し、透視時間を可能な限り短くする等適切な技術能力に基づいて行う。

(イ) 検診実施機関の管理者は、設定された放射線管理区域の室内外散乱線の測定、放射線作業従事者の個人被曝線量の測定を行い放射線の管理に十分な配慮をする。

#### (3) 手術・治療レポートの収集

集団検診機関は「胃がん検診結果通知書兼精密検査結果通知書(秘)」(様式第5号)により把握したがん患者の主治医から「手術・治療レポート」(様式第8号)を収集し、検診記録と同様に保管及び管理する。

## 第10 事業評価

胃がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)(市区町村用)を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地区医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、胃がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づ

き、検診実施機関の選定及び実施方法等の改善を行う。

また、検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で胃がん検診が円滑に実施されるよう、チェックリスト（検診実施機関用）を参考とするなどして、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査等の精度管理に努める。

さらに、県は、胃がん部会において、地域がん登録及び全国がん登録を活用するとともに、チェックリスト（都道府県用）を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行う。また、チェックリスト（市町村用）の結果を踏まえ、市町村に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。

なお、胃がん検診における事業評価の基本的な考え方については、「がん検診事業のあり方について」（がん検診のあり方に関する委員会報告書）（令和5年6月）に示されているが、報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。

## 第11 事業の報告

### 1 胃がん検診要精密検査者の報告

集団検診機関及び医療機関検診を実施している市町村は、当該月の検診結果に係る要精密検査者を「胃がん検診要精密検査者通知書」（様式第9号）により翌月の末日までに県保健医療部健康推進課長あて報告する。

### 2 胃がん検診実施年報

集団検診機関及び医療機関検診を実施している市町村は、当該年度の検診実績「胃がん検診実施年報」（様式第10号の1又は様式第10号の2）により翌年度5月末日までに県保健医療部健康推進課長あて報告する。

なお、その後においても精密検査結果等を把握した場合は、9月末日をもって確定報告するものとする。

### 3 胃がん検診読影管理委員会実績報告

胃がん検診読影管理委員会は、当該年度の実績報告を「胃がん検診読影管理委員会実績報告書」（様式第11号の1又は様式第11号の2）により翌年度5月末日までに県保健医療部健康推進課長あて報告する。

なお、第8の1の（2）のウのただし書きにより実施した場合は、「胃がん検診読影管理委員会（胃内視鏡検査）」については、「胃内視鏡検査二重読影実施医療機関」と読み替えるものとする。

### 4 胃内視鏡検診運営委員会実績報告

胃内視鏡検診運営委員会は、当該年度の実績報告を「胃内視鏡検診運営委員会実績報告書」（様式第12号）により翌年度5月末日までに県保健医療部健康推進課長あて報告する。

## 第 1 2 秘密の保持

市町村、保健所及び検診実施機関等関係者は、検診結果の取り扱いに細心の配慮をし、秘密の保持に万全を期さなければならない。

付 則

この要領は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この指針は、平成 29 年 5 月 1 日から実施する。

付 則

この指針は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この指針は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この指針は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この指針は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。